

改正廃棄物処理法説明会資料

場所：JA会館別館2階
（徳島市北佐古1番町5-12）
日時：平成23年2月8日（火）
午前の部：午前10時から
午後の部：午後1時30分から
※ 午前の部と午後の部の内容は同じ

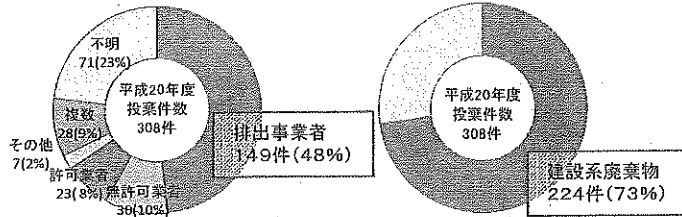
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

法改正の必要性

平成22年5月 環境省

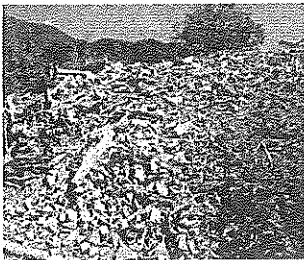
①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

■不法投棄の実行者 ■不法投棄された廃棄物の種類

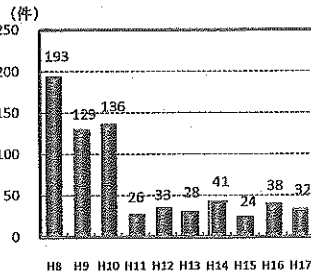


投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める排出事業者(97,894トン)の割合は48%

投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める建設系廃棄物(177,384トン)の割合は87%



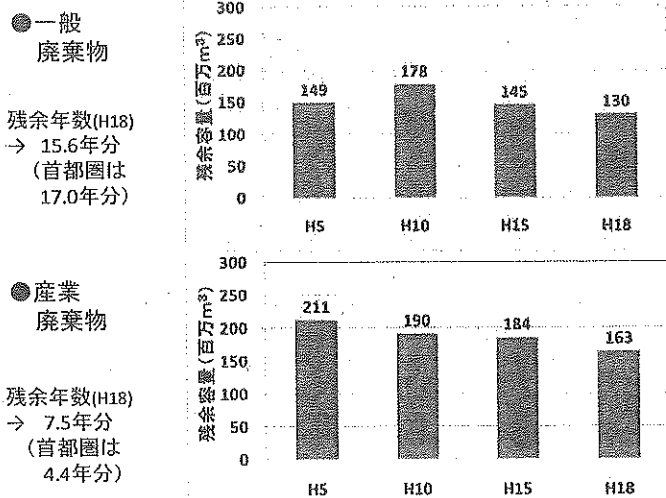
■排出事業者による不法投棄



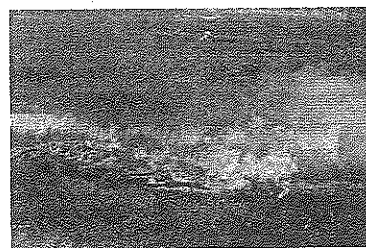
■産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数

②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

■最終処分場の残余容量



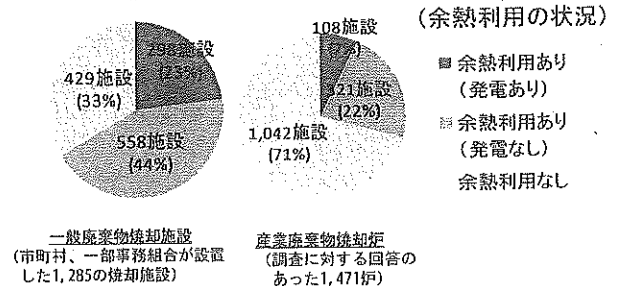
■国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)



→被覆銅線の野焼き(銅線回収)

③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

■熱回収の状況(平成19年度)



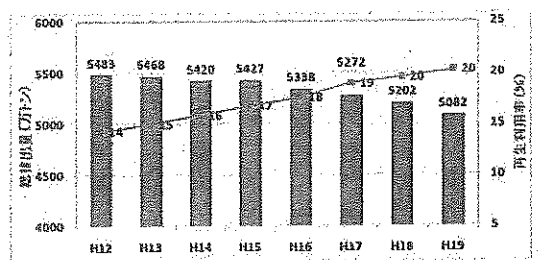
一般廃棄物焼却施設(市町村、一部事務組合が設置した1,285の焼却施設)

産業廃棄物焼却炉(調査に対する回答があった1,471炉)

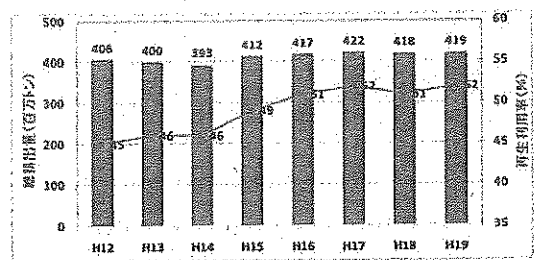
③優良な廃棄物処理業者の育成

①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

■総排出量・再生利用率



■産業廃棄物



②廃棄物の循環的利用の確保が必要

■国外廃棄物の輸入事例

- 海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な廃蛍光管、バックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。
- 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

平成22年8月 環境省

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③管理票交付者に、管理票の写しの保存を義務付け。
- ④委託を受けている産業廃棄物の処理が困難となった産業廃棄物処理業者に、排出事業者への通知を義務付け。
- ⑤不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑥従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②廃棄物処理施設の設置者に対し、維持管理情報の公表を義務付け。
- ③設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付けるほか、維持管理積立金の取り戻しを認める等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

○廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

○環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定を整備する等、環境大臣の認定に関する諸規定を整備。

6. 焼却時の熱利用の促進

○廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

事業者の皆様におかれましては、かねてより本県廃棄物行政の推進に御理解、御協力いただきますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号（以下「改正法」という。）が平成22年5月19日に公布され、平成23年4月1日から施行が予定されているところであります。

この度の改正法においては、帳簿の備え付けを義務づける事業者の追加、事業場の外で建設工事に係る廃棄物を保管する場合の届出義務あるいは廃棄物処理施設の維持管理情報の公表義務づけなど、廃棄物処理業者に関係する事項はもとより廃棄物を排出する事業者に関係する事項も数多く盛り込まれていることから、県としても広く事業者の皆様への周知を図っていくこととしています。

つきましては、改正法の概要についてお知らせいたしますので、改正法の趣旨を十分理解していただき、今後とも廃棄物の適正な処理の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

【留意事項】

「廃棄物処理法改正の概要について（総括的あらまし）」に改正法の概要を示しています。詳細については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政省令案等について」の各項目をご覧ください。

産業廃棄物処理施設を設置している事業者については、「産業廃棄物処理施設設置者の皆様へ」の中で特に注意すべき改正法を示しています。

多量排出事業者に該当する事業者については、「多量排出事業者の皆様へ」の中で特に注意すべき改正法を示しています。

建設事業者に該当する事業者については、「建設事業者の皆様へ」の中で特に注意すべき改正法を示しています。

なお、お問い合わせについては、環境整備課の各担当までお願いします。

（照会先）

照会内容	担当者	電話
産業廃棄物処理施設設置者の皆様へ	施設整備担当 水口、福良、三浦	(088) 621-2268
多量排出事業者の皆様へ	処理業審査・指導担当 富山、津川	(088) 621-2269
建設事業者の皆様へ	処理業審査・指導担当 松本、赤井	(088) 621-2278
その他の事項	処理業審査・指導担当 津田(英)	(088) 621-2278

廃棄物処理法改正の概要について（総括的あらまし）

1. 帳簿【別添項目1】（法第12条第13項関係）

設置許可施設の設置者を対象としていた帳簿の備え付け義務を次の事業者まで拡大。

- ①事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者。
- ②事業場内の小規模な焼却施設(※)で自ら産業廃棄物を焼却する事業者。

(※) 規模に関係なく全ての焼却炉が対象。

2. 事業場外の保管届出【別添項目2】

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項関係)

- ・ 建設工事に伴う産業廃棄物を事業場の外に保管する場合の事前届出の義務化。
- ・ 届出対象となる保管は、300㎡以上の保管場所(※)で行う保管。
- ・ 法律の施行日時点で行われている保管は、施行日から3か月以内に県に届出。

(※) 保管場所の300㎡は囲いの面積により算出。

3. マニフェストの保存【別添項目3】（法第12条の3第2項関係）

マニフェストの控え(A票)について、保存義務を5年間とした。これにより、全てのマニフェストの保存義務を5年間とした。

4. 処理困難通知【別添項目4】

(法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係)

産業廃棄物処理業者は、事故等により産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となる場合等は、その事由の発生から10日以内に、その旨を委託をした者に書面により通知しなければならない。

また、処理困難通知を受けた事業者は30日以内に講じた措置内容等の報告書を県に提出するものとする。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外【別添項目5】(法第21条の3関係)

- ・ 建設工事に伴う排出事業者処理責任は元請業者。(第1項)
- ・ 下請負人が行う現場内保管は元請業者と同様に保管基準、改善命令を適用。
(第2項)
- ・ 一定基準を満たす軽微な修繕工事等を下請負人自ら運搬する場合は、下請負人を事業者とみなす。(第3項)
- ・ 下請負人が処分委託する場合は下請負人の廃棄物とみなし、委託基準・マニフェストの交付義務を適用。(第4項)

6. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し【別添項目6】

(現行規則第3条及び第11条等関係)

改正会社法が施行され、法人会計に係る計算書類の構成が変更されたことに伴い、許可申請の提出書類として「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を追加。

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化【別添項目7】

(法第24条の2及び現行令第27条関係)

同一都道府県で一の政令市等の区域を越えて行う産業廃棄物収集運搬業の許可は、積替保管の場合を除き、都道府県が行う。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度【別添項目8】

(法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係)

国の優良基準に適合していると認めるときは、許可の有効期間を7年とする。

9. 定期検査【別添項目9】 (法第8条の2の2及び第15条の2の2関係)

一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場に限る。)の設置者及び産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。)の設置者は、5年ごとに、県の検査を受けなければならない。

10. 維持管理情報の公表【別添項目10】

(法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3関係)

一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場に限る。)の設置者及び産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。)の設置者に対し、翌月末までに維持管理情報についてインターネット等による公表を義務づけ。

11. 廃棄物処理施設における記録の作成【別添項目11】

(現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項関係)

廃棄物処理施設において事故が発生したときは、その講じた措置について記録を作成し、3年間(最終処分場は廃止までの間)保存しなければならない。

12. 設置者が不在となった最終処分場対策【別添項目12】

(法第8条の5及び第15条の2の4関係)

最終処分場の設置者に加え、設置者であった者もしくはその承継人が当該最終処分場の維持管理を行う場合は維持管理積立金を取り戻すことができる。

13. 多量排出事業者処理計画【別添項目13】

(法第12条第9項から第11項まで及び第12条の2第10項から第12項まで関係)

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の県への提出は電子ファイル(メール又はCD-ROM等)で行い、県はこれをインターネットの利用により公表する。

14. 広域的処理認定制度の合理化【別添項目14】

(法第9条の9及び第15条の4の3関係)

事業変更する場合の変更認定から変更届への変更及び運搬車両表示の簡素化。

15. 再生利用認定制度に係る必要な事項の整備【別添項目15】

(法第9条の8及び第15条の4の2関係)

再生利用に係る環境大臣の認定を受けた者が施設の変更をしようとするときは変更の認定を受けなければならない。

16. 熱回収施設設置者認定制度【別添項目16】

(法第9条の2の4及び第15条の3の3関係)

熱回収の機能を有する焼却施設を設置している事業者が、熱回収施設の認定に係る技術基準を満たしている場合には知事の認定を受けることができる。

17. 輸入許可対象の拡大【別添項目17】

(現行令第6条の2、第6条の6、第6条の12及び第6条の15関係)

輸入許可の対象として、国外で排出した廃棄物の処分を他人に委託して適正に処理することができるものと認められる者を追加。

18. その他

(1) 不適正処理を発見したときの土地所有者の通報努力義務の規定(法第5条第2項)

(2) 事業者による処理状況の確認の努力義務(第12条第7項、第12条の2第7項)

事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には処理の状況を確認するよう努めなければならない。

(3) 許可の取り消しに係る欠格要件の見直し(第14条の3の2)

許可の取消しについて、特に悪質な違反の場合を除き許可を取り消された法人の役員が兼務する他の法人の許可の取り消しにつながることのないよう欠格要件を合理化した。

(4) 報告徴収及び立入検査の拡充(法第18条、19条)

広く関係者への報告徴収及び関係場所への立入検査を行うことができるとした。

(5) 不法投棄の罰則強化(第32条第2項)

法人による不法投棄の罰金の上限を3億円とした。

(6) 廃石綿等の埋立処分基準(現行令第6条の5第1項第3号ル)

飛散性の廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ固型化や薬剤による安定化等の措置を講じた上で耐水性の材料で二重こん包することを義務づけた。

19. 施行期日

平成23年4月1日(予定)

産業廃棄物処理施設設置者の皆様へ

～改正廃棄物処理法のあらまし～

1 定期検査【別紙項目9】（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

「焼却施設」、「石綿熔融施設」、「PCB処理施設」及び「最終処分場」の設置者は、使用前検査を受けた日、または最後に定期検査を受けた日から5年3ヶ月以内に都道府県知事の検査を受けなければなりません。

また、定期検査の申請書は定期検査を受けるべき日の3ヶ月前までに都道府県に提出しなければなりません。

なお、既存施設の初回検査については、今後の国の方針に基づき、検査の平準化を予定しています。

2 維持管理情報の公表【別紙項目10】

（法第8条の3、第9条に3及び第15条の2の3関係）

「焼却施設」、「石綿熔融施設」、「PCB処理施設」及び「最終処分場」の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及びその状況に関する情報について、翌月末までにインターネット等での公表が義務づけられます。（過去3年分の情報）

公表の対象となる情報は、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼温度の測定値など、現行法で記録及び閲覧が義務づけられている項目です。

3 廃棄物処理施設における記録の作成【別紙項目11】

（現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項関係）

廃棄物処理施設において事故が発生し、事故時に措置を講じたときは、その講じた措置について、記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保管しなければならなくなります。

4 設置者が不在となった最終処分場対策について【別紙項目12】

（法第8条の5及び第15条の2の4関係）

最終処分場の設置者に加え、最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（以下「旧設置者等」という。）が当該最終処分場の維持管理を行う場合、維持管理積立金を取り戻すことができるようになります。

旧設置者等は、あらかじめ当該最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができます。

5 処理困難通知【別紙項目4】

(法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係)

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければなりません。

6 熱回収施設設置者認定制度【別紙項目16】

(法第9条の2の4及び第15条の3の3関係)

熱回収の機能を有する焼却施設を設置している事業者が、熱回収施設の認定に係る技術基準を満たしている場合には知事の認定を受けることができるようになります。

認定に係る施設の主な技術的基準は、次のとおりです。

①熱利用にあってはボイラーまたは熱交換器が設けられていること。

②熱回収で得られる熱量を連続的に測定、記録する装置が設けられていること。

なお、認定熱回収施設設置者が保管できる産業廃棄物の数量は、処理能力の21日分を超えない範囲となります。

7 施行期日 平成23年4月1日(予定)

建設事業者の皆様へ
～改正廃棄物処理法のあらまし～

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外【別紙項目5】

(法第21条の3関係)

建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者となります。ただし、一定の基準を満たす軽微な修繕工事等を下請負人自ら運搬する場合は、下請負人を事業者とみなし、運搬する廃棄物は下請負人の物とみなします。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物については、当該工事の全体を掌握し総括的に指揮監督・管理している元請業者が、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととなります。)

2 事業場外の保管届出【別紙項目2】

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項関係)

事業者は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととされました。

法の施行日以前から行われている保管については、施行日から3ヶ月以内に県に届けなければなりません。

なお、届出の対象となるのは300㎡以上の保管場所です。

(保管規模は囲いの面積で算定)

3 マニフェストの保存【別紙項目3】(法第12条の3第2項関係)

産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付した事業者は、マニフェストの写し(A票)を交付をした日から5年間保存しなければならなくなりました。これにより、全てのマニフェストの保存義務が5年間となりました。

4 帳簿の備え付け【別紙項目1】(法第12条第13項関係)

帳簿を備え付ける義務を有する事業者に、次の事業者が追加されました。

- ①事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者
- ②事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、設置許可対象外の小規模な焼却施設(※)において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者
(※)規模に関係なく全ての焼却炉が対象。

5 施行期日 平成23年4月1日(予定)

多量排出事業者の皆様へ
～改正廃棄物処理法のあらまし～

1 多量排出事業者処理計画【別紙項目13】

(法第12条第9項から第11項まで及び第12条の2第10項から第12項まで関係)

①多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の様式

環境省令で新たに定める、統一された計画の様式で作成することになります。

なお、統一様式については、国により改正法施行までに示される予定です。

②計画等の記載事項の変更

計画にあっては委託する処分、実績報告にあっては委託した処分の内容について、再生利用、熱回収、処分の別・その主な方法や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合にはその別に記載することとなります。

③公表

都道府県知事への提出は電子ファイル（メール又はCD-ROM等）にて行うこととし、都道府県知事は、インターネットの利用により公表するものとします。

④罰則

計画及び実績報告を提出せず又は虚偽記載をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。

2 処理困難通知【別紙項目4】

(法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係)

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければなりません。

また、処理困難通知を受けた事業者は30日以内に講じた措置内容等の報告書を県に提出するものとします。

3 帳簿の備え付け【別紙項目1】(法第12条第13項関係)

帳簿を備え付ける義務を有する事業者に、次の事業者が追加されました。

①事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者

②事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、設置許可対象外の小規模な焼却施設（※）において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者

（※）規模に関係なく全ての焼却炉が対象。

4 マニフェストの保存【別紙項目3】(法第12条の3第2項関係)

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、マニフェストの写し（A票）を交付をした日から5年間保存しなければならなくなりました。これにより、全てのマニフェストの保存義務が5年間となりました。

5 施行期日 平成23年4月1日（予定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について

※ 以下「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいい、「現行令」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、「現行規則」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいい、「現行基準省令」とは、現行の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。

※ 以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

※ 内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

1. 帳簿（法第12条第13項関係）

法第12条第13項において、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて帳簿の備え付けが義務付けられており、現在は産業廃棄物処理施設を設置している事業者がその対象となっている（現行令第6条の4）

(1) 帳簿を備えることを要する事業者（現行令第6条の4関係）

帳簿を備え付ける義務を有する事業者は、

- ① 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者を追加するものとする。

(2) 帳簿記載事項（現行規則第8条の5第1項関係）

①の事業者にあつては、事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- ・ 運搬：産業廃棄物を生じた事業場、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
 - ・ 処分：産業廃棄物の処分を行った場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
- 産業廃棄物処理施設を設置している事業者及び②の事業者にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。
- ・ 処分：処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2. 事業場外の保管届出（法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項関係）

事業者は、環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする（法第12条第3項及び第12条の2第3項）。

非常災害のために必要な応急措置として保管をしたときは、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第12条第4項及び第12条の2第4項）。

法律の施行日時点で行われている保管については、環境省令で定めるところにより、施行日から3か月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない（改正法附則第6条）。

(1) 届出対象となる廃棄物（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする。

(2) 届出対象となる保管（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める保管は、300㎡以上の保管場所*1で行う保管とする。

ただし、以下の保管については、別の制度により当該保管について都道府県知事が把握することができることから、本制度による届出義務の対象からは除外する。

- ・ 排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む。）又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・ 排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管
- ・ 排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

(3) 届出事項（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項で定める環境省令は、次のとおりとする。

① 届出書には、以下の事項を記載することとする。

- ・ 保管場所としての使用開始年月日
- ・ 保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- ・ 保管を行おうとする場所の所在地、面積
- ・ 保管を行おうとする産業廃棄物の種類
- ・ 保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・ 当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限*2
- ・ 屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては産業廃棄物の高さの上限*3
- ・ 保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称

② 届出書には、以下の書類を添付することとする。

- ・ 保管場所付近の見取図
- ・ 保管場所の構造を明らかにする平面図
- ・ 保管場所の土地の登記事項証明書（保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合

にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し)

(4) 事後届出の対象となる場合

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として当該保管を行う場合とする。

(5) 事後届出の届出事項

法第12条第4項及び第12条の2第4項で定める環境省令は、次のとおりとする。

① 届出書には、以下の事項を記載することとする。

- ・ 保管を開始した日、保管期間
- ・ 保管をした排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名及び連絡先
- ・ 保管をした場所の所在地、面積
- ・ 保管をした産業廃棄物の種類
- ・ 保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・ 当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- ・ 屋外で容器を用いずに保管した場合にあつては産業廃棄物の高さの上限
- ・ 保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあつては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ・ 応急措置として保管した理由

② 届出書には、以下の書類を添付することとする。

- ・ 保管場所付近の見取図
- ・ 保管場所の構造を明らかにする平面図
- ・ 保管場所の土地の登記事項証明書（保管をした土地について事業者が所有権を有さない場合にあつては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

(6) 届出事項の変更及び廃止の届出

(3)の届出を行った事業者は、届出事項を変更しようとする場合には、事前に、届出事項のうち変更のあるものについて届出を行わなければならないこととする。当該保管場所における保管を廃止したときは、その日から起算して三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

(7) 施行日時点で行われている保管についての届出

(3)の場合と同様の届出書及び添付書類により届出を行うこととする。

-
- ※1 保管の規模については、保管場所の囲いの面積によって算定することとする。
 - ※2 当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量。
 - ※3 現行規則第1条の6で定めるところにより勾配などを考慮して算出した高さの上限

3. マニフェストの保存（法第12条の3第2項関係）

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、当該マニフェストの写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない（法第12条の3第2項）。

法第12条の3第2項で定める環境省令で定める期間は、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写し（運搬又は中間処理のみを委託した場合にあっては、当該運搬又は中間処理が終了した旨が記載されたマニフェストの写し）の送付を受けた日から5年間とする。

ただし、現行規則第8条の28に定める期間^{*4}までにマニフェストの写しの送付を受けない場合にあつては、現行規則第8条の29の規定に基づき講ずべき措置として報告書を都道府県知事に提出した日から5年間とする。

※4 運搬又は中間処理にあつてはマニフェスト交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、最終処分にあつてはマニフェスト交付の日から180日

4. 処理困難通知（法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係）

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない（法第14条第13項）。

産業廃棄物処理業者は、通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない（法第14条第14項）。

特別管理産業廃棄物処理業者についても同様とする（法第14条の4第13項及び第14項）。

マニフェストを交付した事業者は、一定期間内に、産業廃棄物処理業者からマニフェストの写しの送付を受けないとき、記載事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、又は処理困難通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない（法第12条の3第8項及び第12条の5第10項）。

(1) 現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（法第14条第13項及び第14条の4第13項関係）法第14条第13項及び第14条の4第13項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

① 故障、事故

故障、事故等により、事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含み、運搬車及び運搬船を除く。）が稼働しなくなったことにより、保管量が法定の上限に達したこと。

② 事業の廃止

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の全部又は一部を廃止したことにより、受託した産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれないこととなったこと。

③ 施設の休廃止

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設により受託した産業廃棄物を処理している場合において当該許可に係る施設を廃止したこと、又は当該許可に係る施設を休止したこと。

④ 欠格要件該当

産業廃棄物処理業者が、禁錮以上の刑に処せられたこと、廃棄物処理法等の規定に違反し罰金の刑に処せられたことその他法第14条の2第3項の規定により都道府県知事への届出が義務付けられている欠格要件のいずれかに該当するに至ったこと。

⑤ 埋立終了（最終処分場の場合）

埋立処分を受託した場合であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた最終処分場に係る埋立処分が終了したこと。

⑥ 行政処分

次の行政処分を受けたこと

- ・ 法第14条の3（第14条の6の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令
 - ・ 法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の許可取消処分
- 次の行政処分を受け、保管量が法定の上限に達したこと。
- ・ 法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令
 - ・ 法第19条の3の規定に基づく改善命令
 - ・ 法第19条の5の規定に基づく措置命令

(2) 通知手続（法第14条第13項及び第14条の4第13項関係）

法第14条第13項及び第14条の4第13項の通知は、以下のとおり行うものとする。

- ① 産業廃棄物処理業者は、(1)の事由が発生してから10日以内に、委託者に書面で通知しなければならないこととする。
- ② 通知には以下の事項を記載しなければならないものとする。
 - ・ 産業廃棄物処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ・ 事由の内容（事業の廃止及び施設の休廃止の場合にあっては、変更前及び変更後の内容が明らかになるように記載すること。故障、事故、埋立終了の場合を除き、根拠条文を明記すること。）
 - ・ 事由の発生日

(3) 通知の写し保存期間（法第14条第14項及び第14条の4第14項関係）

法第14条第14項及び第14条の4第14項の環境省令で定める期間は、通知をした日から5年間とする。

(4) 処理困難通知を受けたときの事業者の適切な措置の内容

マニフェストを交付した事業者は、当該マニフェストの写しの送付を受けていない処理業者から処理困難通知を受けたときは、虚偽マニフェストの写しの送付を受けたとき等と同様、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に、措置内容等報告書を都道府県知事に提出するものとする。委託に際して電子マニフェストを使用した事業者についても同様とする。

(5) 電子通知（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第7条及び別表第1関係）

処理困難通知の発出及び当該通知の写しの保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外（法第21条の3関係）

建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者となるが（法第21条の3第1項）、環境省令で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす（法第21条の3第3項）。

法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 建築物その他の工作物に係る維持修繕工事（新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く。）であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事（ただし、同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。）又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事（瑕疵補修工事）であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。
- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1回に運搬する廃棄物の容積が1 m³以下であることが明確な廃棄物であること。
- ④ 当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。
- ⑤ 運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る。）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するものに限る。）であって、当該廃棄物が排出される事業場（すなわち建設工事現場）と同一若しくは隣接する都道府県に存するものであること。
- ⑥ 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該別紙及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあつては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しが行なされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。

6. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し（現行規則第3条及び第11条等関係）

廃棄物処理施設を設置しようとする者等が法人である場合には、許可等の申請時に、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を申請書に添付するものとする（現行規則第3条第5項第7号等）。

改正会社法の施行に伴い、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従前は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、廃棄物処理施設の設置許可等の申請に際し必要となる書類に、これらの書類を追加することとする。

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第24条の2及び現行令第27条関係）

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる（法第24条の2第1項）。法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、令第27条第1項から第7号に掲げる事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の長、中核市並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこととする（令第27条）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

この改正に伴い、所要の経過措置を設けることとする。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度（法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係）

産業廃棄物処理業の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項）。

(1) 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要なとなる資料を提出しなければならない。

① 過去5年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法、浄化槽法及び現行令第4条の6各号に掲げる法令に基づく不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む。）を受けていないこと。

② 5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。

③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21等の認証制度により認められていること。

④ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により（変更の都度又は1年ごとに1回）更新していること。

- ・ 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
- ・ 許可内容（事業計画の概要等）
- ・ 施設及び処理の状況（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程※等）

※ 産業廃棄物の一連の処理の工程には、以下の事項を含めて記載すること。

- a) 過去1年間の廃棄物の種類ごとの受入量
- b) 過去1年間の処分量（減量を行った量等を含む。）
- c) 過去1年間の処分委託先（ただし、処分委託先の個別名称については公表を任意とする。）、処分委託先ごとの処分委託量、処分委託先における処分区分及び再生を行う場合にあっては再生品の用途
- d) 過去1年間の売却先（ただし、売却先の個別名称については公表を任意とする。）、売却先ごとの売却量及び売却品の用途

- ・ 焼却処分を行っている産業廃棄物処分業者である場合にあっては、直前1年間の熱回収の有無及び実績
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況
 - ・ 直前3年間分の財務諸表
 - ・ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
 - ・ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
 - ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度
- ⑤ 電子マニフェストの利用が可能であること。
- ⑥ 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。
- a) 過去3カ年のうち任意の1年の自己資本比率が10%以上であること
 - b) 過去3カ年の経常損益の合計額に過去3カ年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円以上であること
 - c) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料及び維持管理積立金の納付額に未納のものが無いこと

(2) 都道府県知事は、当該申請者が優良基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とし、それ以外の場合は5年とする。

9. 定期検査（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場に限る。）の設置者及び産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、当該廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない（法第8条の2の2及び第15条の2の2）

(1) 定期検査の申請（法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係）

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の検査（以下「定期検査」という。）を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、定期検査を受けるべき日の3ヶ月前までに都道府県知事に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 許可番号及び許可年月日
- ・ 施設の名称及び所在地

(2) 定期検査の受検期間（法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係）

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の環境省令で定める期間は、使用前検査を受けた日又は最後に定期検査を受けた日（検査が数日かかる場合には検査が終了した日と

する。) から起算して5年3ヶ月以内とする。

改正法施行の際、既に使用前検査を受けた施設の設置者は、一定期間^{*5}以内に定期検査を受けなければならないこととする。

(3) 定期検査結果の通知（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

都道府県知事は、定期検査を行ったときは、施設の設置者に対し、検査終了日、検査の結果及び次回の検査に係る受検期限等を書面により通知するものとする。

※5 当該施設に係る設置の許可を受けた時期に応じて1～5年以内とする。

10. 維持管理情報の公表（法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3関係）

一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場に限る。）の設置者及び産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3）。

(1) 公表の対象情報（法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項関係）

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項で定める環境省令で定める事項は、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項（過去3年分のもの）とする^{*6}。

(2) 公表方法^{*7}

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項の環境省令は、各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日までに公表することとする（ただし、連続測定が必要とされている維持管理情報については、任意とする。）。

※6 現行法においても、これらの施設設置者は、維持管理に関する情報について、記録し、施設に備え置かなければならないこととされている。

※7 公表方法については、法律上「インターネットその他の適切な方法」で行うこととされているが、「その他の適切な方法」としては、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等が考えられる。

11. 廃棄物処理施設における記録の作成（現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項関係）

廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（以下「維持管理基準」という。）において、「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置」の記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存することとされている（現行規則第4条の5及び第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項）。

廃棄物処理施設において事故が発生し、法第21条の2第1項に規定する事故時の措置を講じたときは、その講じた措置については、記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定する。

12. 設置者が不在となった最終処分場対策（法第8条の5及び第15条の2の4関係）

最終処分場の設置者又は最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。以下「旧設置者等」という。）は、維持管理積立金の積立てをしている最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる（法第8条の5及び第15条の2の4）。

維持管理積立金を取り戻すことができる場合は、都道府県知事により最終処分場の廃止の確認を受けた場合又は維持管理積立金を積み立てるべき額が負数となった場合とする（現行規則第4条の13第1項及び第12条の7の5）。

埋立処分の終了後に維持管理を行う場合であつて、当該維持管理に要する期間が1年を超えるときは、その1年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額に限り取り戻すことができる（現行規則第4条の14及び第12条の7の5）。

旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる（法第9条の2の3第2項及び第15条の3の2第2項）。

(1) 旧設置者等が維持管理積立金を取り戻す際の手続（現行規則第4条の13第1項及び第4条の14関係）

- ① 法第8条の5第6項及び第15条の2の4で定める環境省令で定める場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。
- ② 規則第4条の14の維持管理を行う場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。
- ③ 最終処分場の設置者であった法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しない場合における当該法人の役員であった者及び最終処分場の設置者であった者の承継人（当該者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、当該最終処分場について積み立てられた維持管理積立金の額を照会することができることとする。

(2) 取戻しの申請（法第8条の5第6項及び第15条の2の4関係）

- ① 旧設置者等が維持管理積立金の取戻しの申請を行う場合には、以下の事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。

（申請事項）

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 最終処分場の許可の年月日及び許可番号
- ・ 最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量
- ・ 取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎
- ・ 申請の理由

- ② 申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

（添付書類）

- ・ 維持管理の内容を記載した書面
- ・ 経費の明細書
- ・ 維持管理を行うことを証する書面
- ・ 申請者が旧設置者等である旨を証する書面
- ・ 申請者が法人の役員であった者である場合にあっては、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないことを証する書面^{※8}

(3) 廃止の確認の申請（法第9条の2の3第2項及び第15条の3の2第2項関係）

- ① 旧設置者等が廃止の確認の申請を行う場合には、埋立地からのガスの発生状況、埋立地の覆いの概要その他現行規則第5条の5の2第1項各号又は第12条の11の2第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。
- ② 申請書には、当該最終処分場の現状を明らかにする平面図その他現行規則第5条の5の2第2項各号又は第12条の11の2第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。

※8 許可が取り消された者又はその承継人から当該最終処分場が移転していないことを証する書類として、当該最終処分場の登記事項証明書が考えられる。

13. 多量排出事業者処理計画（法第12条第9項から第11項まで及び第12条の2第10項から第12項まで関係）

多量排出事業者は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない（法第12条第9項）。

多量排出事業者は、計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない（法第12条第10項）。

都道府県知事は、計画及び実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする（法第12条第11項）。

特別管理産業廃棄物についても同様とする（法第12条の2第10項から第12項）。

(1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の様式

法第12条第9項及び第12条の2第10項の環境省令で定める基準において、計画の様式を設ける。

(2) 計画等の記載事項の変更（現行規則様式第2号の2から第2号の5まで関係）

- ① 委託する処分（様式第2号の2及び第2号の4）又は委託した処分（様式第2号の3及び第2号の5）の内容について、再生利用、熱回収、処分の別や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合にはその別に記載することとする。
- ② 再生利用、処分等について、その主な方法について記載することとする。

(3) 公表（法第12条第11項及び第12条の2第12項関係）

都道府県知事への提出は電子ファイル（メール又はCD-ROM等）にて行うこととし、都道府県知事は、インターネットの利用により公表するものとする。

14. 広域的処理認定制度の合理化（法第9条の9及び第15条の4の3関係）

広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「広域的処理認定業者」という。）は、当該広域的処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法等に係る変更をしようとするときは、環境大臣の変更の認定を受けなければならない（現行令第5条の8及び現行規則第6条の21第4号）。

広域的処理認定業者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする（現行規則第6条の19）。

- ・ 当該認定に係る廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地

広域的処理認定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る廃棄物の処理に関し、当該廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない（現行規則第6条の24及び第12条の12の13）。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 次に掲げる数量又は熱量
 - 一 当該申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
 - 一 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
 - 一 再生を行った場合にあっては再生品の種類ごとの数量
 - 一 熱回収を行った場合にあっては当該熱回収により得られた熱量

(1) 変更手続の合理化（現行規則第6条の21第4号及び第12条の12の13関係）

広域的処理認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の処理方法の変更については、変更認定が必要とされているところ、届出で足りることとする。

(2) 車両表示の合理化等（現行規則第6条の19、第7条の2の2及び第12条の12の13関係）

広域的処理認定業者の委託を受けて当該認定に係る収集運搬を行う者の使用する運搬車又は運搬船については、以下①の事項を表示すれば足りることとする。また、当該者が収集運搬を行う際は、②の書面を備え付けておくこととする。

① 車両表示事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定番号
- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集運搬を行う者の氏名又は名称

② 書面備付け事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地を証する書類
- ・ 広域的処理認定証の写し

(3) 広域的処理認定報告書の記載事項の変更（現行規則第6条の24及び第12条の12の13関係）

認定基準を満たす処理の実施についてフォローアップを行えるよう、現行規則第6条の24及び第12条の12の13に基づく報告書の記載事項に、当該申請に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置を追加することとする。

15. 再生利用認定制度に係る必要な事項の整備（法第9条の8及び第15条の4の2関係）

再生利用に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「再生利用認定業者」という。）は、当該再生利用の用に供する施設を変更しようとするときは、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときはこの限りでない（法第9条の8第6項及び第15条の4の2第3項）。

再生利用認定業者は、変更の認定を要しない軽微な変更等をしたときは、その旨を環境大臣に届け出なければならない。（法第9条の8第8項及び第15条の4の2第3項）。

(1) 軽微な変更（法第9条の8第6項及び第15条の4の2第3項関係）

変更の認定を要しない軽微な変更は、次の①～③のいずれにも該当しない変更とする。

- ① 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更
- ② 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置（当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。）
- ③ 再生利用の用に供する施設の処理能力の変更であって、当該変更によって処理能力が増加するもの

(2) 軽微な変更の届出手続等（法第9条の8第8項及び第15条の4の2第3項関係）

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名又は役員に変更があったとき、(1)に掲げる軽微な変更をしたとき又は施設の維持管理に関する計画を変更したときは、環境大臣に、その変更の内容を届け出なければならないこととする。

その変更が(1)に掲げる軽微な変更であるときは、変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付するものとする。また、維持管理に関する計画を変更したときは、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類を添付するものとする。

16. 熱回収施設設置者認定制度（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

熱回収施設^{*9}を設置している者は、環境省令で定めるところにより、施設及び者の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。熱回収施設の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、政令で定める基準に従って行うことができる。

その他認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(1) 認定の手続（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を受けようとする廃棄物処理施設設置者は、熱回収を行う廃棄物の種類、方法、熱回収率等を記載した申請書及び事業計画の概要書類、過去1年間の熱回収の実績に関する資料、法第8条第1項又は第15条第1項の許可証等の添付書類を提出しなければならない。

(2) 認定に係る施設の技術基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術

上の基準は、以下のとおりとする。

- ① 熱回収に必要な設備^{※10}が設けられていること。
- ② 熱回収によって得られる熱量を連続的に測定し、かつ記録するための装置（発電にあっては電力計、熱利用にあっては圧力計、温度計及び流量計）が設けられていること。
- ③ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること等、現行規則第4条又は第12条及び第12条の2に規定する廃棄物処理施設の技術上の基準に適合するものであること。

(3) 認定に係る者の能力基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第2号及び第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、当該申請に係る熱回収施設において、10%以上の熱回収率で熱回収を行うことを内容とする事業計画を有し、かつ当該計画を的確かつ継続的に実施するに足りる能力を有するものであることとする。

※ ただし、投入熱量全体の30%を超える範囲で外部燃料を利用する者を除く。

(4) 認定更新期間（法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項関係）

法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項の環境省令で定める期間は、5年とする。

(5) 認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準

認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準のうち、保管する産業廃棄物の数量に係る部分については、当該数量が、当該熱回収施設の一日当たりの処理能力の21日分を超えないようにすることとし、その余については通常の廃棄物処理基準と同様とする。

(6) 変更認定等（法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項関係）

法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 認定熱回収施設設置者は、熱回収に必要な設備を変更しようとするときは、都道府県知事の変更の認定を受けなければならないこととする。ただし、一定の軽微な変更については、都道府県知事に届け出れば足りることとする。
- ② 都道府県知事は、認定をしたとき、又は変更の認定をしたときは、認定証を交付しなければならないこととする。
- ③ 認定熱回収施設設置者は、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったときも同様とする。

(7) 報告書の提出（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

認定熱回収施設設置者は、毎年度、熱回収に係る実績報告書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

※9 法第8条第1項又は第15条第1項の許可に係る廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものをいう。法第9条の3第1項に基づき市町村が設置する一般廃棄物処理施設は含まれない。

※10 熱利用にあってはボイラー又は熱交換器が設けられていることとし、発電にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていることとする。

17. 輸入許可対象の拡大（現行令第6条の2、第6条の6、第6条の12及び第6条の15関係）

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない（法第12条第6項）。

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合はその限りでない（法第14条第16項）。

事業者は、その産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合には、環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができる（現行令第6条の2第2号）。

再委託の場合も同様とする（現行令第6条の12）。

特別管理産業廃棄物についても同様とする（法第12条の2第6項及び第14条の4第16項並びに現行令第6条の6及び第6条の15）

(1) 委託基準（現行令第6条の2及び第6条の6関係）

国外廃棄物の輸入をできる者として、国外廃棄物の処分を他人に委託して適正に処理することができる者と認められる者を追加したことに伴い、法第12条第6項及び第12条の2第6項の政令で定める基準（委託基準）において、自ら処理するものとして輸入許可を受けて輸入された産業廃棄物については、災害その他特別な事情により自ら適正な処理を行うことが困難となった場合を除き、委託することができないこととする。

また、輸入された産業廃棄物の処分を委託するにあたっては、当該廃棄物が輸入されたものである旨を委託契約書に記載するものとする。

(2) 再委託基準（現行令第6条の12及び第6条の15関係）

法第14条第16項及び第14条の4第16項の政令で定める基準（再委託基準）において、輸入許可を受けて輸入された廃棄物については、再委託することができないこととする。

(3) 廃棄物の輸入許可の申請手続等（現行規則第12条の12の20関係）

他人に委託して処理するものとして廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、処理を委託する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該処理を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

自ら処理するものとして輸入した廃棄物について、災害その他特別な事情により自ら適正な処理を行うことが困難となったために他人に委託しようとする場合には、あらかじめ、処理を委託する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該処理を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号並びに委託を行うこととなった理由を環境大臣に届け出なければならない。他人に委託して処理するものとして輸入した廃棄物について、災害その他特別な事情により当初委託を予定していた者以外の者に処理を委託しようとする場合も同様とする。

18. 施行期日

平成23年4月1日を予定（改正法の施行日と同日。なお、改正法の施行期日については別途改正法の施行期日を定める政令において定める。）。ただし、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の公表に関する規定については、平成23年10月1日から施行することとする。

- 1 改正廃棄物処理法について
適正な産業廃棄物の処理のために
- 2 廃棄物処理法改正の概要
第一章
- 3 はじめに
 - ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の一部改正案は、平成22年3月5日に閣議決定し、第174回国会で可決され(平成22年5月12日参議院審議終了)、平成22年5月19日に法律第34号として公布(改正廃棄物処理法)
 - ◎施行日は公布後1年内の政令で定める日※
※平成23年4月1日
- 4 具体の事例(建設系廃棄物)
- 5 法改正の必要性
 - ◎廃棄物の適正な処理を巡る課題
 - 不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要
 - 廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、積極的な情報開示が必要
 - 優良な廃棄物処理業者の育成
 - ◎廃棄物の適正な循環的利用の推進を巡る課題
 - 再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分
 - 廃棄物の循環的利用の確保が必要
 - 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない
- 6 改正法の概要(6つの柱)
 - ① 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
 - ② 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
 - ③ 廃棄物処理業の優良化の推進等
 - ④ 排出抑制の徹底
 - ⑤ 適正な循環的利用の確保
 - ⑥ 焼却時の熱利用の促進
- 7 適正処理対策の強化
第二章
- 8 帳簿作成・保存義務者[政省令]
- 9 帳簿を備えることを要する事業者[政省令]
 - ◎設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設を設置している事業者(既定)
 - ◎事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者(追加)
 - ◎事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者(追加)
- 10 追加された事業者の概要[政省令]
 - 1 ◎事業場外処分事業者
 - 2 ◎事業場内焼却事業者
- 11 帳簿記載事項[政省令]
 - 1 ◎事業場外処分事業者
 - 2 ◎許可対象施設設置者
 - ◎事業場内焼却事業者
- 12 保管における事前届出制度
 - ◎概要
 - 事前届出: 排出事業者は、産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管しようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第12条第3項)。

- 事後届出: 非常災害のために必要な応急措置として保管するときは, 事前届出は不要であるが, 保管した日から起算して14日以内に, その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第12条第4項)。
- 施行日時点で行われている保管については, 施行日から3か月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない(附則第6条)。

- 13 届出制度の概要[政省令]
- 14 届出事項[政省令]
- 15 不法投棄の実行者
- 16 不法投棄された廃棄物の種類
- 17 建設工事の一例
- 18 建設工事の構造と改正法の趣旨
- 19 建設工事に伴い生ずる
廃棄物の処理責任
- 20 下請負人による運搬の流れ [政省令]
- 21 環境省令で定める廃棄物[政省令]
- 22 マニフェストの保存義務[政省令]
 - ◎マニフェストを交付した排出事業者は, A票を所定の期間(マニフェストの交付日から5年間)保存しなければならない(法第12条の3第2項)。
 - ◎排出事業者がA票を保存しなかった場合, 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第29条第7号)。
- 23 マニフェストの保存状況
- 24 処理困難通知義務
- 25 適正処理困難事由[政省令]
- 26 適正処理困難通知の手続等[政省令]
- 27 土地所有者等の通報努力義務
 - ◎土地の所有者又は占有者は, 所有・占有・管理する土地において, 不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは, 速やかに都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない(法第5条第2項)。
- 28 両罰規定における量刑の引き上げ
 - ◎法人の代表者又は従業員が不法投棄等を行った場合に, 当該従業員等の事業主である法人に課される罰金刑の量刑
- 29 総括(排出事業者責任等の強化)
- 30
- 31 施設の維持管理対策の強化
第三章
- 32 産業廃棄物処理施設の定期検査
 - ◎産業廃棄物処理施設の設置者は, 当該産業廃棄物処理施設について, 環境省令で定めるところにより, 環境省令で定める期間ごとに, 都道府県知事の検査を受けなければならない(法第15条の2の2第1項)。
 - ◎前項の検査は, 当該産業廃棄物処理施設が前条第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う(法第15条の2の2第2項)。
- 33 定期検査の対象者
- 34 定期検査の申請及び期間[政省令]
 - ◎定期検査を受けようとする者は, あらかじめ, 申請書を都道府県知事に提出しなければならない(規則第12条の5の2)。
 - ◎使用前検査(法第15条の2第5項)を受けた日又は最後に定期検査を受けた日のうち, いずれか遅い日から起算して5年3か月以内に受検しなければならない(規則第12条の5の3)。
 - ◎改正法施行の際, 既に使用前検査を受けた施設の設置者は, 当該施設に係る設置の許可を受けた時期に応じて, 1～5年以内に定期検査を受けなければならない。
- 35 定期検査結果の通知[政省令]

◎都道府県知事は、定期検査を行ったときは、検査の結果を書面で通知する(規則第12条の5の4)。

- 36 定期検査事項[政省令]
- 37 処理施設の維持管理
- 38 維持管理の技術上の基準[政省令]
- 39 施設設置許可申請書記載事項(法第15条第2項)[政省令]
- 40 維持管理情報の公表
- 41 公表対象となる維持管理状況[政省令]
- 42 定期検査と公表制度との関係
- 43 維持管理積立金制度
- ◎埋立処分場の設置者は、処分場の埋立終了後その適正な維持管理に必要な費用を、あらかじめ埋立期間中に(独)環境再生保全機構に積み立てなければならない。
- ◎維持管理積立金制度は、埋立終了後、必要に応じて最終処分場の維持管理のために充てることを目的としている。
- ◎なお、当該設置者は維持管理積立金について当該処分場の埋立処分が終了したときに取り戻すことができることとされており、機構は設置者が維持管理積立金を全額取り戻すまでの間、維持管理積立金を管理する。
- 44 管理者不在の最終処分場の維持管理
- 45 維持管理積立金に係るその他の措置
- ◎維持管理積立金
- 46 優良化の推進等
- 第四章
- 47 優良業者に対する更新期間の特例
- 48 優良基準の概要[政省令]
- 49 許可の必要的取消し
- 50 連鎖的取消の見直し(その1)
- 〈代表者Aの悪質性が重大〉
- 51 連鎖的取消の見直し(その2)
- 〈代表者Aの悪質性が重大でない〉
- 52 排出抑制の徹底
- 第五章
- 53 多量排出事業者の責務
- ◎多量排出事業者とは
- 前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上、もしくは特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者
- 54 産業廃棄物処理計画書(1)[政省令]
- 55 産業廃棄物処理計画書(2)[政省令]
- 56 適正な循環的利用の確保
- 第六章
- 57 廃棄物の輸入許可
- 58 焼却時の熱利用の促進
- 第七章
- 59 熱回収施設とは
- 60 熱回収施設設置者認定制度[政省令]
- 61 最後に
- 第八章
- 62 その他の改正概要[政省令]
- ◎事業者による処理状況の確認の努力義務(法第12条第7項, 第12条の2第7項)
- ◎廃石綿等の埋立処分基準(施行令第6条の5第1項第3号ル)
- ◎報告徴収及び立入検査の拡充(法第18条, 第19条)